

浜松市はますくヘルパー利用事業の支援内容詳細

～ はますくヘルパーが できること・できないこと ～

家事支援

< 家事支援とは… >

妊婦さんや子育て中の方の心身の不調を整えたり、育児に専念したりするために、はますくヘルパーが家事の手伝いをします。

原則として、室内で日常的に行う家事が対象です。

大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や非日常的(一時的)な家事は、支援の対象外となります。



内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
① 食事の準備及び後片付け	・調理(離乳食を含む)の下ごしらえ、味付け ・配膳、皿洗い等の片づけ ・テーブル拭き	・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・数日分の料理の作り置き ・来客の応接(飲み物や食事の手配等)	(日常的に利用者が担っている範囲で)同居家族分も支援対象とする。
② 衣類の洗濯及び補修	・洗濯機を回す、物干し ・洗濯物を畳む、アイロンがけ ・洗濯物のタンス等への片付け ・裁縫(ボタン付け等)	・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーター等の手洗い等) ・大量のアイロンがけ	(日常的に利用者が担っている範囲で)同居家族分も支援対象とする。
③ 居室の清掃及び整理整頓	・リビング、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、床拭き程度) ・新聞、雑誌等の簡易な片づけ ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 ・玄関、ベランダの簡易な掃除 ・布団干し ・シーツ交換	・ガスコンロ、シンク、窓等の掃除 ・エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等の掃除 ・年末の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室のカビ取り ・庭の掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) ・引っ越しの手伝い	日常的に利用者が担っている範囲での掃除であれば可
④ 生活必需品の買い物	・近隣のスーパー、コンビニでの購入可能な食材、日用品の買い物	・出産祝いのお返し、の買い物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買い物	はますくヘルパーによる立替払いは不可

育児相談・育児支援

< 育児相談・育児支援とは… >

妊婦さんや子育て中の方の心身の不調や育児に関する悩みについて、不安感・負担感の緩和となるよう、はますくヘルパーが相談にのったり、必要な支援をしたりします。

一部の支援を除き、原則として居室内で行う支援が対象です。



内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
① 授乳相談		・はますくヘルパーが、ひとりで子どものお世話をすることやこどもへの医療行為はできません。	
② おむつ相談	・妊娠、出産、育児に関する傾聴や相談、助言	・兄弟姉妹の保育園への送迎、病院の付き添い、預かり	利用者の在宅時に限る。
③ 沐浴相談	・相談内容に応じた、必要な支援	・はますくヘルパーとこどもだけの外出(※1)	※1 利用者同伴ならば可
④ 適切な育児環境の整備相談		・利用者の医療機関受診、冠婚葬祭等の付き添い	はますくヘルパーの公共交通機関の利用に要した費用は利用者負担
⑤ その他、必要な育児相談支援		・はますくヘルパーの自家用車への同乗 ・ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け ・利用者の仕事上の支援	
⑥ 育児支援	・こどもの見守り、遊び相手(居室内に限る※2) ・兄弟姉妹の遊び相手(居室内に限る※2) ・こども連れでの買い物、散歩、乳児の健診や予防接種の付き添い(※3) ・乳児の着替え、食事介助	・銀行への振込み、引き出し ・役所への申請等 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・ペットの世話、ゴミ出し ・家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等) ・自営業の仕事の手伝い ・クリーニング店への受渡し ・利用者の仕事上の支援	※2 すぐに声を掛けられる別室(隣の部屋)であれば可 ※3 自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。なお、はますくヘルパーとの現地待ち合わせは可能



◆その他、サービス対象外となる活動

- ・利用者が感染症に罹患するなど、はますくヘルパーに健康被害を与える危険が大きい場合は、サービス提供不可
- ・留守宅あるいはこどものみ保護者のみ(妊娠中は除く)の家庭への訪問、託児
- ・マッサージ等の施行的な行為 ・趣味的な活動の手伝い ・宗教などの勧誘 ・収入を生み出す活動
- ・祖父母等の大人がいても利用者が不在の場合の利用は不可。

* ご不明な点などがありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

浜松市役所 子ども家庭部 子育て支援課 家庭支援グループ

TEL

(053)457-2793

E-mail

kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp